

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

消費者トラブルにあっってしまったら… 一人で悩まず「消費生活センター」に相談を

購入した商品やサービスについて不満を持った
り、何らかの被害に遭い困ったりしているときや、
心配ごとがあるときは、気軽に相談してください。



こんな場合は、契約を取り消すことができます！

- ① 詐欺や強迫による契約
- ② 未成年者や判断力のない人が結んだ契約
- ③ 次のような不当な勧誘による契約
 - ▼「必ずもうかる」など、不確実なことを断定的に言われて契約した
 - ▼ふだん着用しない着物を、何十着も販売されるなど通常の分量や期間などを著しく超える過量な内容の契約を勧誘された
 - ▼営業所で長時間にわたり勧誘され、「帰りたい」と伝えましたが帰らせてもらえず、契約してしまった
 - ▼急に訪問してきた業者に、何度も「帰ってくれ」と伝えましたが帰らず、困惑した中で契約させられた

上記以外でも取り消しできる場合があります。まずは、消費生活センターに相談しましょう。

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

とき＝7月2日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

